

平成31年度行政事業レビュー 公開プロセス対象事業リスト

(単位:百万円)

府省名	外務省	公開プロセス開催日			6月7日	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
		平成30年度 補正後予算額	平成31年度 当初予算額	選定基準					
125	査証関連業務	1,123	1,180	イ	迅速かつ適正なビザ審査・発給を行うため、ビザ業務の合理化として、査証事務支援システムの運用・管理及び拡充、訪日外国人ホットラインの開設などを行う他、本省及び在外公館において、査証事務処理に必要な物品及び体制の整備を行う。また、外国人観光客誘致等のため、ビザが必要な国に対するビザ緩和措置を検討・実施する。	観光立国推進のために訪日する外国人をオリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに4000万人とすることを目的とする事業である。目標年である2020年が近づいている現時点で効果的な事業実施に向けた取組がなされているか及びどのような課題があるのかについて、公開点検の対象とすることは有意義と考える。	(1)ビザ発給要件の戦略的緩和及び具体的取組 (2)年々増加する査証申請を正確かつ確実にこなすための査証業務の合理化に関する取組(査証のオンライン申請の合理性・有効性、水際対策等)		
353	在外公館施設	6,235	6,646	ア	本件経費は、現在470以上ある在外公館施設のうち約200弱を占める国有施設に関するもの。我が国在外公館施設の国有化率は約40%強にとどまっているが、施設面での機能強化やより安定した外交基盤の確保等のためには、国有であることにメリットが多く、借上施設に入居中の公館については、種々の要件を踏まえて必要かつ可能であると判断される場合には、国有化(購入/新営)を進めるべきである。併せて、既に国有化した在外公館施設の約6割が築30年を超えていることに加え、途上国の施設は厳しい気候、劣悪なインフラ、現地メンテナンス技術のレベルの低さ等によりいずれも老朽化が進行。また、テロの脅威や地震等自然災害時に在外公館が邦人保護の拠点として十分な活動ができるよう、一層の安全強化の必要性が増大している。以上を踏まえ、本事業では、必要かつ可能と判断される借上施設の購入や新営をタイミング等を見極めつつ着実に進めるとともに、既存の国有施設について、まずは緊急性が高い施設に重点を置き、必要な機能を確保し、施設維持及び安全・警備体制の強化を図るために必要な大・中規模修繕及び整備を実施する。	本事業は平成22年度の公開プロセスにて取り上げられ議論された。当時から8年が経過し、またこの間に施設毎の「長期修繕計画」を策定するなどしていることから、前回の議論のフォローアップとして、在外公館施設の所有形態及びその判断のあり方、施設の保全・維持管理のより計画的・効率的な実施のあり方に関する各論点を検討し、今後の課題について議論するために公開点検の対象とすることは有意義と考える。	(1)在外公館の機能と施設を取り巻く地域ごとの環境に鑑みた在外公館施設国有化の意義及び国有化を検討する際の考慮要素。 (2)予算制約下での施設の保全・維持管理のより計画的・効率的な実施のあり方。		
101	(独)国際交流基金運営費交付金のうち日本語教育事業(セグメントシート0101-2)	6,121	4,615	ア	海外における日本語教育は、日本文化を始めとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化する上で極めて重要であるため、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備事業を中心に実施する。	海外における日本語教育を取り巻く環境の変化や三年に一度実施する海外日本語教育機関調査結果等を踏まえ、基盤整備事業を中心に実施している日本語教育事業について、第四期中期目標・計画の策定がなされた29年度からの実施状況や今後の課題等について、公開点検の対象とすることは有意義と考える。	(1)海外における日本語教育を取り巻く最近の環境の変化を踏まえて、各地域の初等中等教育、高等教育又は成人教育の各教育状況を定期的に分析し、地域毎に課題を特定し、地域毎の成果目標・成果指標を設定しているか。 (2)各地域の課題に対し、限られた予算をどのように分配して、効果的かつ効率的な事業展開を行っているか(例えば、スキーム別での費用対効果の検証、重点地域を定めているのであればその取組、ITを利用した手法の活用等)。 (3)新たな外国人材の受入れ拡大といった新たな動向を踏まえた新たな取組(国際交流基金日本語基礎テストの開発と実施等)の検討状況や今後の方針等。		

(注1)公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。
(注2)事業番号欄には、平成30年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。
(注3)対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)
(注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のA～オのいずれに該当するかについて記載する。
○「行政事業レビュー実施要領」(抄)
第2部3(1)①
ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)
オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの
(注5)対象候補事業のうち、ロジックモデルを作成し、EBPMの視点で検証することとした事業は、備考欄に「EBPM」と記載する。
(文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省は少なくとも1事業についてロジックモデルを作成)